

21 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数及び有罪に係る人員、金額

区 分		起 訴 事 件										区 分		
		前年からの 繰越未決	本 年 の 起 訴	計	有 罪 無 罪					有罪に係る人員及び金額				
					有 罪	無 罪	公 訴 消 滅	未 決	懲 役 刑 を 科 せ ら れ た の の 人 員	罰 金 人 員	金 額			
申告所得税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	人	人(社)	千円	申告所得税
	内	3	5	8	4	-	-	-	4	4	2	4	76,000	
法人税	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	人	人(社)	千円	法人税
	内	4	14	18	11	-	-	-	7	8	1	10	210,500	
その他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	人	人(社)	千円	その他
	内	1	2	3	2	-	-	-	1	3	1	2	158,000	
合 計	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	人	人(社)	千円	合 計
	内	8	21	29	17	-	-	-	12	15	4	16	445,500	

調査期間：平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。
 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

(2) 犯則者違反行為別件数

申告所得税		法人税		その他	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第 238 条	外	第 159 条	外	ほ脱犯規定	外
	-		-		-
第 244 条	外	第 164 条	外	両罰規定	外
	1		10		1
合 計	外	合 計	外	合 計	外
	3		11		2

- (注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」欄の内訳を示したものである。
 2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。
 3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

22 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理状況

区分			酒税					揮発油税			地方道路税	石油ガス税			区分		
			免許者		非免許者	小計	犯則者が判明しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯		計	ほ脱犯	秩序犯			計
			酒類製造者	酒類販売業者													
要件 処 理 数	前年度から 繰越処理未済	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	前年度から 繰越処理未済	要件 処 理 数
	検	外	6	-	1	7	-	7	-	-	-	-	-	-	-	検	
処 理 件 数	通 告 処 分	外	6	-	1	7	-	7	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分	処 理 件 数
	告 収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	告 収 税 官 吏	
不 問 処 分	発 そ の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	発 そ の 他	不 問 処 分
	通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分	
不 告 発	不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発	不 告 発
	処 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 公 訴 権 消 滅	
本 処 理 未 済 件 数	本 処 理 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 処 理 未 済 件 数	
犯 則 に 係 る 額	犯 則 に 係 る 額	外	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	犯 則 に 係 る 額	
通 告 処 分 額	通 告 処 分 額	外	2,362	-	40	2,402	-	2,402	-	-	-	-	-	-	-	通 告 処 分 額	
罰 科 金 相 当 額	罰 科 金 相 当 額	外	3,537	-	400	3,937	-	3,937	-	-	-	-	-	-	-	罰 科 金 相 当 額	

調査対象等：平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。
 (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1) 検挙及び処理状況（続）

区 分	石 油 石 炭 税			た ば こ 税			た ば こ 特 別 税	取引所税	印紙税	航 空 機 燃 料 税	電 源 開 発 促 進 税	合 計	区 分	
	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計								
要件 処 理 数	前年度からの繰越処 理未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの繰 越処理未済	要件 処 理 数
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
処 理 済 件 数	通 告 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	通 告 処 分
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	告 収 税 官 吏	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	収 税 官 吏 告
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	発 所 の 他	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	そ の 他 発
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	不 問 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 問 処 分
外		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	
通 知 処 分	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通 知 処 分	
	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		7
不 告 発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	不 告 発	
	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		7
処 分 前 減 公 訴 権 消 滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	処 分 前 減 公 訴 権 消 滅	
	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		7
本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本 年 度 未 処 理 未 済 件 数	
犯 則 に 係 る 額	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	犯 則 に 係 る 額	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		9,141
通 告 処 分 罰 金 相 当 額	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,402	通 告 処 分 罰 金 相 当 額	
		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,937		

調査対象等：平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。
 (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。
 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

区 分	酒 税				揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税			石 油 石 炭 税			た ば こ 税			合 計	区 分			
	免 許 者		非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計					
	酒類等製造者	酒類販売業者																			
要履行件数	前年度からの繰越履行未済	外	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	前年度からの繰越履行未済	要履行件数	
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-
	通告処分	外	6	-	1	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7		通告処分
		外	5	-	2	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7		
計	外	6	-	1	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	計		
	外	5	-	2	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7			
履行等件数	通告不履行発	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告不履行発	
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	通告後消滅	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	通告後消滅	
		外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
通告履行	外	6	-	1	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	通告履行		
	外	5	-	2	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7			
計	外	6	-	1	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	計		
	外	5	-	2	7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7			
本年度未履行未済件数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本年度未履行未済件数		
通告履行罰科金額相	外	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	通告履行罰科金額相	
		2,362	-	40	2,402	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,402		
		3,537	-	400	3,937	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,937			

調査期間：平成19年4月1日から平成20年3月31日

(注) 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

区分	免 許 者																非免許者			計			左 の 計 の う ち 密輸入酒類に係るもの					
	酒類製造者				酒母、もろみ製造者				酒類卸売業者				酒類小売業者				非免許者			計			左 の 計 の う ち 密輸入酒類に係るもの					
	件数	犯則数量	税額		件数	犯則数量	税額		件数	犯則数量	税額		件数	犯則数量	税額		件数	犯則数量	税額		件数	犯則数量	税額		件数	犯則数量	税額	
件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	件	ℓ	kg	千円	
第 54 条	1	111	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	111	-	-	-	-	-	-	-
第 55 条	2	32,708	-	9,096	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	32,708	-	9,096	-	-	-	-	-
第56条第1項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	108,877	-	-	2	108,877	-	-	-	-	-	-	-
第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 5 号	1	52	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	52	-	-	-	-	-	-	-
第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	1	44,434	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	44,434	-	-	-	-	-	-	-
第 59 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 60 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	5	77,305	-	9,096	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	108,877	-	-	7	186,182	-	9,096	-	-	-	-	-
犯則者が判明 しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

調査期間：平成19年4月1日から平成20年3月31日

(注) 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方道路税		石油ガス税		石油石炭税		たばこ税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第27条第1項第1号	件 -	第15条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -	第24条第1項第1号	件 -	第28条第1項第1号	件 -
" 第2号	-	" 第2号	-	" 第2号	-	" 第2号	-	" 第2号	-
第28条第1号	-	第15条の2	-	第29条第1号	-	第25条第1号	-	第29条第1号	-
" 第2号	-	第17条第1項	-	" 第2号	-	" 第2号	-	" 第2号	-
" 第3号	-			" 第3号	-	第26条第1号	-	第30条第1号	-
第29条第1号	-			第30条第1号	-	" 第2号	-	" 第2号	-
" 第2号	-			" 第2号	-	" 第3号	-	" 第3号	-
" 第3号	-			" 第3号	-	" 第4号	-	" 第4号	-
" 第4号	-			" 第4号	-				
第31条第1項	-								
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

たばこ特別税		取引所税		印紙税		航空機燃料税		電源開発促進税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	件 -	第14条第1項	件 -	第22条第1項第1号	件 -	第20条第1項第1号	件 -	第13条第1項	件 -
" 第2号	-	第15条第1号	-	" 第2号	-	" 第2号	-	第14条第1号	-
第22条	-	" 第2号	-	第23条	-	第21条第1号	-	" 第2号	-
				第24条	-	" 第2号	-	" 第3号	-
				第25条第1号	-	" 第3号	-		
				" 第2号	-				
				" 第3号	-				
				" 第4号	-				
				第26条第1号	-				
				" 第2号	-				
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

調査期間：平成19年4月1日から平成20年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。